

第8回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月16日(火) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

農業委員

- 1番 埤田 定
- 2番 熊野 茂公
- 3番 宮内 昭寿
- 4番 河村 晴夫
- 5番 小林 勉
- 6番 田村 尚利
- 7番 出穂真奈美
- 8番 鬼武 敬子
- 9番 繁本 武紀
- 10番 藤本 準一
- 11番 山本 忠男
- 12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

- 1番 小田 博
- 2番 城 俊治
- 3番 末岡 博
- 4番 國弘 久男
- 5番 西村 隆裕
- 6番 秋山 孝
- 7番 西岡 正信
- 8番 弘田 靖
- 9番 久保田 等
- 10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第8回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、4番 河村 晴夫 委員、5番 小林 勉 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」、議案は1ページです。今月の申請は4件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、番号1番です。本件は、売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は三輪地内に、譲受人は浅江の不動産業の法人です。申請のあった土地は、大和支所より南西に約1.5kmの大字三輪地内にある1筆で、地目は田、面積が1,164㎡の自作地です。事業の拡大に伴い資材等の置場になる土地を求めていた譲受人に、高齢で農地の維持が困難となった譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。本件については、都市計画法で定める用途区域内にある第3種農地となり、原則許可することとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、資材置場ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、資金計画書、預金残高の確認から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当しません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、これも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると判断します。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、地区担当委員の城委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 城委員、補足説明をお願いします。

推進 2 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 1 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号2ですが、譲受人が異なるため、別件で申請されておりますが、次の番号3と同一事業となりますので、番号2,3号を合わせてご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号2、3も、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件も、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は浅江丸山町の方で、譲受人は大字浅江の申請地横にそれぞれお住まいです。申請のあった土地は、大字浅江地内にある2筆で、浅江出張所から北に約2.5km位置し、別紙「位置図」のとおりです。地目はそれぞれ田、面積は合わせて107㎡の自作地です。ここを転用し、自宅進入路を拡幅したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず、立地基準の「農地の区分」です。申請地は農用地区域内の俗にいう農振農用地になります。農振農用地は通常転用不可ですが、当該農地は現在農振除外の手続き中です。事前協議の結果県からも問題ないであろうということで昨年10月に異議なしという回答がされていることにより、この度申請がされました。農振農用地から除外された場合の農地判定としましては、第1種第3種のいずれにも該当しないということから第2種農地となり、他に代替となる用地がない場合において許可されるとなっております。

次に、一般基準にまいりまして「転用の目的」ですが自宅進入路の拡幅のためであり、当然他の用地というわけにはいかないため、適当と判断します。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金を利用することです。預金残高により資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると判断いたします。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、

農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、本年5月末までに完了する計画となっており、確実であると判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、2件同時に申請されており問題ないと判断します。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると判断いたします。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等についても問題ないものと判断いたします。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、許可証の交付は、農振除外の正式な決定を待って、その告示日に合わせ、同時施行といたします。

なお、この件につきましては地区担当委員の田村会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

12番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第3号の2番と3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の2,3番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号4についてご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号4も、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、使用貸借権の設定による転用許可申請となっております。

申請者は、貸付人は東荷地内の方で、借受人は現在市内島田にお住いの息子さんです。申請のあった土地は、大字東荷地内にある1筆で、大和支所から北に約3km位置し、別紙「位置図」のとおりです。地目は田、面積は2,092㎡の自作地です。この内490㎡を転用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず、立地基準の「農地の区分」です。当該申請地も農振農用地です。本件も前件と同時に農振除外の手続き中です。

事前協議の結果県からも問題ないであろうということで昨年10月に異議なしという回答がされていることにより、この度申請がされました。

農振農用地から除外された場合の農地判定としましては、過去に、農業公共投資、圃場整備工事がされているため、第1種農地となります。次に、一般基準にまいるして「転用の目的」ですが自己用住宅ということであり、他に目的を達成できる土地がないこと、また、集落との接続性から適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、金融機関からの融資ということですが、融資予定証明書により適当であると判断いたします。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、当該農地には農業基盤強化法の利用権が設定されておりますが、借受人より部分的に転用されることについて、異論のない旨承諾書が提出されておりますので、問題ないと判断いたします。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、本年8月末までに完了する計画となっております、確実であると判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、これには該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると判

断いたします。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等についても問題ないものと判断いたします。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、許可証の交付は、農振除外の正式な決定を待って、その告示日に合わせ、同時施行といたします。

この件につきましては地区担当委員の秋山委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議長 秋山委員、補足説明をお願いします。

推進6番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第1号の4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の4番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成28年12月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

まず、平成29年度5号です。新規の計画が1件、1筆で面積は563㎡のみでございます。次に平成30年度1号ですが、こちらも1件、2

筆で面積は 2596 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして報告事項に入ります。

事務局

続きまして報告事項についてご説明申し上げます。議案の 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、5 件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長により受理いたしました。

続きまして、報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 4 件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

担当委員さん 3 名と事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

続いて議案の 3 ページをご覧ください。

報告第3号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号から第3号までについて、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第8回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年1月16日開催の第8回光市農業委員会総会の議事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印